

平成31年4月からの入園案内



市立保育園
法人立保育園
市立幼児園（中・長時部）
小規模保育施設
家庭的保育施設

■対象年齢

- 市立保育園・幼児園（中・長時部）：
0歳児（生後6か月後）～5歳児
- 法人立保育園：0歳児（生後3か月後）～5歳児
- ※ただし、こども乳児保育園は、
0歳児（生後3か月後）～2歳児
- 小規模保育施設：0歳児（生後6か月後）～2歳児（園により異なる）
- 家庭的保育施設：0歳児（生後6か月後）～2歳児

■対象者

入所希望月の初日に、本市に在住し、市民として登録がある人

■入園基準（保育の必要性）

入園希望月に次の①～⑩のいずれかの事由に該当し、子どもに保育が必要な人が対象となります。対象となる場合は、保育の必要性について市が認定を行います。

ます。詳しくは、入園案内をご覧ください。

- ①保護者が就労により保育できない（4時間／日以上かつ16日／月以上）
- ②妊娠中である、または出産後間がない
- ③病気、または心身に障がいを持っている
- ④同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護している
- ⑤災害復旧などに当たっている
- ⑥求職活動を継続的に行っている
- ⑦就学している
- ⑧虐待またはDVのおそれがある
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である（出産後1年まで）
- ⑩市長が認める①～⑨に類する状態にある

■保育の必要量に応じた区分（保育を受けられる時間）

保育時間については、就労時間などの保育の必要量に応じて、「保育短時間」利用と「保育標準時間」利用に区分され、市が認定を行うこととなります。

- 保育短時間認定、保育標準時間認定にかかる保育時間は、園ごとに設定されます。

- 就労時間は目安で、通勤時間も考慮し認定します（入園調整の基準と支給認定の基準は異なります）。

- 就労時間が保育短時間認定に該当する場合でも、保育を必要とする時間帯が各園の設定する保育短時間認定の保育時間を越える場合は、保育標準時間認定となります。

市立保育園・法人立保育園・市立幼児園（中・長時部）
小規模保育施設・家庭的保育施設

名称	区分	電話番号
金勝第1幼児園	市立	558-0250
金勝第2保育園	市立	558-0068
葉山幼児園	市立	552-0079
葉山東幼児園	市立	553-9102
治田保育園	市立	552-1079
治田東幼児園	市立	554-0054
治田西幼児園	市立	553-4651
大宝西保育園	市立	553-6990
こだま保育園	法人立	554-5262
グランマの家園	法人立	554-1744
こだまふれんど園	法人立	554-3239
治田西カナリヤ第三園	法人立	553-3907
こだま乳児園	法人立	554-0581
大宝カナリヤ園	法人立	552-2088
（仮称）RITTOくじら保育園	法人立	平成31年4月開園予定（※8ページ）
なないろ保育園	小規模	599-3200
栗東くじら保育園	小規模	598-0781
家庭的小規模家庭的保育	家庭的	080-3529-1027

就労時間 （保育の必要性）	保育の必要量	保育時間
1か月あたり 64時間以上 120時間未満	保育短時間	1日あたり 最長8時間
1か月あたり 120時間以上	保育標準時間	1日あたり 最長11時間

市立幼稚園・市立幼児園（短時部）

■対象年齢

3歳児～5歳児

■対象者

申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

■申込受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、就学を控えた4・5歳児の入園を優先することとします。このため、3・4・5歳児の入園申込を10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込人数が3歳児の受け入れ数を超えた園は、その園に申込みをされた当該通園区域内の全ての3歳児を対象として入園の抽選を行います。抽選となった場合は、10月末日までに郵送で通知します。抽選がない場合は、通知はしません。

抽選日は、通知をご覧ください。市ホームページにも掲載します。

なお、抽選の結果、入園できない

かった人は、通園区域外で受け入れ可能な園に申込みができます。

名称	電話番号
金勝第1幼児園	558-0250
葉山幼児園	552-0079
葉山東幼児園	553-9110
治田幼稚園	552-2756
治田東幼児園	552-1717
治田西幼児園	553-4641
大宝幼稚園	552-1698
大宝幼稚園分園	551-5242
大宝西幼稚園	553-3788

▶市立幼稚園・市立幼児園（短時部）

利用者負担額（保育料）

保育園・幼稚園・幼児園の平成31年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成30年度の市町村民税額の合計額により算定します。

平成31年9月から平成32年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成31年度の市町村民税額の合計額により算定されます。詳しくは、入園案内をご覧ください。

※市立保育園、幼児園（中・長時部）、法人立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設は、いずれに入園しても、同じ額となります。

※保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の4分の3の額です。

申込書の交付・受付の日時と場所

- 時間：8時30分～17時15分
- 場所：各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課

※小規模保育施設、家庭的保育施設、開園予定の「（仮称）RITTOくじら保育園」での受付はできません。（幼児課での受付となります。）

※施設見学希望は、事前に各園へ電話でお問合せください。

※保育の必要性に応じて入園申込の判断することから同一世帯では、保育園等・幼児園（中・長時部）と幼稚園・幼児園（短時部）との両方に申し込むことはできません。

※現在（平成30年度中）、保育園等、幼稚園・幼児園に在園している園児も、申込みが必要です。

※入園基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。



問 幼児課

☎ 551-0424
FAX 551-0149
または各園へ

申込対象園	申込書交付日	申込み受付日
・市立幼稚園 ・市立幼児園（短時部）		10月9日（火）～ 10月12日（金）
・市立保育園 ・法人立保育園 ・市立幼児園（中・長時部） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設	9月20日（木）～ 9月28日（金）	10月15日（月）～ 10月19日（金）

平成31年4月「(仮称) RITTOくじら保育園」開園予定

平成31年4月に「(仮称) RITTOくじら保育園」が開園予定です。詳細は6、7ページの入園案内をご覧ください。

■園名…(仮称) RITTO

○くじら保育園

■所在地…上鉤541番地1

■設置・運営主体…社会福祉法人くじら

■対象年齢…0歳児(生後3か月後)～5歳児

■定員…120人

■開所日…月曜日～土曜日(日曜、祝日、年末年始は休み)

■保育時間…7時～18時

■その他…給食あり

延長保育あり(18時～19時)

園幼児課

☎ 551-0424

☎ 551-0149



9月は同和問題啓発強調月間

毎年9月は「同和問題啓発強調月間」です。この期間に合わせて県内各地では、同和問題への理解と認識を深め、部落差別をなくしていくために、さまざまな啓発が行われます。この機会に同和問題について考えてみませんか。

ご存じですか？差別解消に向けた法律

差別の解消を目的とした人権に関する3つの法律が、平成28年に施行されました。それぞれの法律と目標は次のとおりです。私たち一人ひとりが自分の問題として考え行動し、お互いの人権を尊重しあう社会を築きましょう。

①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 平成28年4月1日施行

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律です。

②「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 平成28年6月3日施行

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除しようとする差別的言動の解消をめざす法律です。

③「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 平成28年12月16日施行

現在もなお部落差別が存在し、インターネットの普及など情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえたうえで、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目指す法律です。

知っておきたい、インターネットと人権の話

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり、生活が便利になる一方で、トラブルも多発しています。法務省が受理したイン

ターネット上の人権侵害が2017年度は、2217件で、5年連続で過去最多を更新しています。

インターネットによる差別書き込みは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長・拡散させる人権侵害を引き起こします。いったんインターネット上で公開されたものは、削除してもすでにデータがコピーされていると、拡散されてしまい取り消すことが非常に困難となります。

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大事です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。



園人権政策課 同和政策係

☎ 551-0108 ☎ 554-1123



野焼きはやめましょう！

野焼き（野外焼却）に関する苦情が大変多く寄せられています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、有害ガスや悪臭の発生による健康被害を引き起こすほか、火災の原因となる危険性があるので絶対に行わないでください。

焼畑などの農業を営むためにやむを得ない焼却など、例外として認められている事例もありますが、生環境を阻害する場合や危険な場合は行政指導の対象となることもあります。

刈り取った草や剪定した枝を含め、家庭から出るごみは正しく分別し、決められた日にごみ集積場へ出すか、環境センターへ自己搬入してください。

なお、自己搬入をする際には、事前に環境政策課で自己搬入許可申請手続きが必要です。

環境政策課 環境政策係

☎ 551-0336
FAX 554-1123

非常災害用井戸に登録ください

災害などの発生により水道が長期断水となった場合、市は給水活動を行います。トイレ・掃除などの生活用水は、地域の皆さんに無償で提供いただける井戸が重要な役割を果たします。

家庭や企業が所有している井戸がありましたら、非常災害用井戸の登録にご協力ください。

学 区	登録数
金 勝	16
葉 山	10
葉山東	1
治 田	3
治田東	1
治田西	1
大 宝	4
大宝東	1
大宝西	9
計	46

▶平成30年4月現在の登録状況（うち企業登録2か所あり）



▲登録証（近隣から見える所に掲示をお願いしています）

問 上下水道課 浄水係

☎ 551-0134 FAX 554-3866



市長からのメッセージ 市民の皆さまへ

地域の絆で災害に強いまちづくり

9月1日は防災の日です。6月に発生した大阪北部地震、7月に発生した西日本豪雨は各地で甚大な被害をもたらしました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

災害に備え、市では、同報系防災行政無線や緊急通報メール、防災・防犯情報配信システムなどで皆さまに情報提供できるよう努めています。また、自治会や自主防災組織との連携を深め、助け合う地域づくりを目指しています。

毎年8月末には、「栗東市防災総合訓練」を実施しています。地域住民や企業、防災関係機関など多くの皆さんの参加のもと、災害時において、迅速・的確に対応できる体制の確立と防災意識の高揚を図っていきます。地域のつながりが災害時には大きな力となります。これから秋にかけては、各地域で敬老会や運動会などのイベン

トが開催されます。積極的にご参加いただき、地域の絆を深めていただきますようお願いいたします。

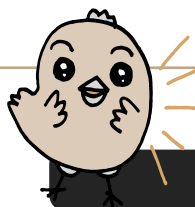
災害による被害を抑えるには、行政・消防機関による救助や救援などの「公助」はもちろんのこと、市民の皆さん一人ひとりが、自分の身を自分の努力によつて守る「自助」、また地域で互いに協力し合う「共助」の有効な連携が必要です。市全体・地域全体で災害に強いまちづくりを進めていきましょう。



▲「栗東市防災総合訓練」で市の防災力を高める

栗東市長

野村昌弘



子育て情報

～懸賞で当選した日帰りバス旅行に注意！～

Q ドラッグストアから、「無料日帰りバスツアーに当選した」というハガキが送付されてきたので、友人と参加した。最初に宝石加工工場に立ち寄り、店員2、3人に囲まれ高額な宝石を勧められた。断り難い雰囲気になり、約30万円のネックレスをクレジットで契約した。その直後から後悔し、夜も眠れない。

A スーパーや通信販売会社などの懸賞で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額な宝石などを勧められたという相談が寄せられています。その場の雰囲気にのまれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりして購入してしまうケースが見られます。冷静になり、必要なければきっぱりと断ることが大切です。

困ったときは、早めに消費生活相談窓口までご相談ください。

岡自治振興課 消費生活相談窓口（相談無料）
☎ 551-0115（局番なし188）FAX 551-0432
滋賀県消費生活センター（相談無料）
☎ 0749-23-0999



草津警察署安全伝言板

秋の全国交通安全運動の実施

9月21日(金)から9月30日(日)までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

- ・子供や高齢者を見かけたら、徐行または一時停止し、思いやりを持った運転をしましょう
- ・夕暮れ時や夜間は、車から歩行者、自転車が見えにくいことから反射材を活用したり自転車はライトを点灯しましょう
- ・自転車利用者も交通ルールを守り、信号無視や携帯電話・イヤホンをしているの運転はやめましょう
- ・シートベルト、チャイルドシートを着用しましょう
- ・お酒を少しでも口にしたら運転はやめましょう



岡草津警察署交通課
☎ 563-0110 FAX 563-0116

～就園にむけて～

就園を前にして多い心配事の 하나가「スムーズに慣れてくれるか」ということ。入園で初めて親と離れて生活する子が大半です。その他にも初めての体験にたくさん出会えるのが園生活です。

慣れるというのは「泣かずに行く」ということだけでなく、新しい場所でスムーズに生活を送ることができるかということですが、入園までしておく子どもの不安が少し軽減されることがあります。例えば、身の回りのこと（衣服の着脱、トイレトレーニング、手洗い・うがいなど）でいうと、はじめは一緒にしながら次第に大人の言葉かけで誘導し、最終的に子どもが自分で動くのを見守ります。時には、できていたことをしたくない、できるけれどして欲しいという姿もみられると思いますが、「お母さんと半分こしてがんばろうね」など励ましながらすすめられるといいですね。何ができるかということより何かを自分でしようとしている気持ちを大切にしましょう。

また、自分の思いを言えること、人の話が聞けること、挨拶や返事が自らできることなども園生活で必要となってきます。日常生活の中で、身近な大人が子どもの話に耳を傾けること、挨拶している姿を見せることでできるようになることもあります。すでに持っている力はそのまま伸ばし、がんばって欲しいところは褒めて伸ばしていきながら自分の気持ちを言葉に代えられるようにしていけるといいですね。

これらのことをがんばらせようと「できないと園に行けないよ」など園のイメージをマイナスに伝えてしまうと、子どもの不安が増長してしまいます。「園に行けば〇〇できるよ」など、ポジティブな言葉をかけてくださいね。



岡地域子育て包括支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116